

杉並区立向陽中学校 P T A 会則

第一章 総則

第1条 [名称]

本会は杉並区立向陽中学校 P T A と称し、事務局を同校内に置く。

第2条 [目的]

本会は会員が協力しあい、家庭と学校、地域社会における生徒の健全な成長をはかるとともに、会員相互の親睦と教養を深めることを目的とする。

第3条 [方針]

本会は前条の目的を達成するため民主的に活動し、特定の政党や宗教にかたよらず、営利を目的としない。また、自主独立の任意団体であり他の団体等の干渉を受けない。

第4条 [会員]

本会は本校に在籍する生徒の保護者（またはそれに代わる人）及び教員で組織する任意加入の団体である。希望がある場合職員も加入することができる。会員は会費を納入し、平等の権利と義務を有する。

第5条 [顧問]

学校長は本会の顧問とし、全ての会議に出席し意見を述べることができる。

第二章 事務局

第6条 [事務局の役職と定数]

本会には会務の執行機関として事務局及び会計監査を置く。事務局の構成は会長と副会長を基本とし、その他会務の執行にあたり適宜役職を設置する。役職と定数については細則をもって定める。

第7条 [事務局の任期]

事務局及び会計監査の任期は最長2年とする。事務局及び会計監査に欠員が生じた場合は、運営委員会にて協議のうえ補助要員を後任とする。

第8条 [事務局の職務]

事務局の職務については細則をもって定める。

第9条 [事務局の選任]

事務局及び会計監査の選挙及び選出は細則をもって定める。教員の役職は別に教員より選出する。

第三章 会議

第10条 [会議の種類]

会議は、定期総会、臨時総会、運営委員会など事務局が必要と認めるものとする。

第11条 [会議の成立と議決]

全ての会議は委任状を認め、委任を含めた定数の二分の一で成立し、その議決は出席者の過半数をもって決する。会議は集会・オンライン・書面など形式を問わない。可否同数の場合は、議長の裁決による。但し、会則の変更は総会もしくは臨時総会で委任を含めた定数の三分の二の賛意を得なければならない。

第12条 [会議の招集]

総会、運営委員会の招集は事務局が行う。

第13条 [総会]

総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

1. 年度初めの総会は次の事を行う。
 - (1) 会計監査の承認を得た前年度の決算、新年度の予算審議と承認
 - (2) 新年度の活動計画の審議と承認
 - (3) その他必要な事項
2. 臨時総会は次の場合に招集する。
 - (1) 事務局が必要を認めた時
 - (2) 運営委員会が招集の必要を決議した時
 - (3) 会員の五分の一以上の署名により招集の請求があった時
3. 会則の変更は総会または臨時総会の議決を取らなければならない。

第14条 [運営委員会]

運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、事務局をもって構成し、主に以下を行う。

1. 総会に提出する議案の作成
2. 活動計画の審議と決定
3. 予算の構成
4. その他委任された事項

第15条 〔特別委員会〕

事務局は必要に応じ、運営委員会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

第四章 会計

第16条 〔会計年度〕

本会の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

第17条 〔会費〕

本会の経費は会費及びその他をもってこれにあてる。会費については細則をもって定める。

第五章 その他

第18条 〔同好会〕

1. 同好会は、会員相互の親睦と教養を深めることを目的とする。同好会の設置・活動認可は運営委員会で審議し、総会にて承認する。
2. 同好会代表は本会会員でなければならない。
3. 同好会には、PTA活動費より活動補助金を支出することができる。その場合、定期総会での承認を得て金額等を決定し、年度末に当該年度の活動、及び補助金に対する収支決算を書面で事務局に報告しなければならない。

第19条 〔細則〕

本会則に細則を設けることができる。細則の制定及び改定は、運営委員会の承認を得、総会において報告する。

細 則

細則 1. 【事務局の役職と定数についての細則】

本会の事務局及び会計監査は次の通りとする。

会長	1 名	(保護者 1 名)
副会長	3 名以上	(保護者 3 名以上、教員 1 名以上)
会計	2 名以上	(保護者 2 名以上、教員 1 名以上)
庶務	2 名以上	(保護者 2 名以上、教員 1 名以上)
広報	2 名以上	(保護者 2 名)
選管	3 名以上	(保護者 3 名)
会計監査	2 名	(保護者 2 名)

細則 2. 【事務局及び会計監査の職務についての細則】

1. 会長は会務を統括し、総会及び運営委員会を招集する。
2. 副会長は会長を補佐し会長が不在の時は、その職務を代理する。
3. 庶務は各種会合の議事の記録、通知と P T A のデータ管理を行う。
4. 会計は本会の会計事務一切を担当し、年度初めの総会において会計監査を経た決算報告をする。
5. 広報は広報誌等を発行し、P T A 活動の情報交換に寄与する。
6. 選管は翌年度の事務局および会計監査を選出する。
7. 会計監査は会計及び備品を監査し、その結果を総会に報告する。

細則 3. 【事務局及び会計監査の選挙及び選出に関する細則】

1. 第 1、第 2 学年の保護者より 16 名を選出する。選出方法は、立候補・くじ引き・その他とし、その遂行については事務局選管担当者に一任する。
2. 候補者決定後、互選により事務局として以下を選出する。
会長 1 名、副会長 3 名、会計 2 名、庶務 2 名、広報 2 名、選管 3 名を選出する。
3. 事務局候補者決定後、会計監査 2 名、補助 1 名を決定する。
4. 事務局経験者は翌年度の選出を辞退する権利をもつ。

細則 4. 【会費についての細則】

会費は 1 家庭年額 1,500 円（P T A 保険は別途）、教員 1,500 円とする。

細則 5. 【慶弔規定】

1. 弔慰金は次の通り定める。
 - (1) 会員 5,000 円
 - (2) 生徒 5,000 円
2. 上記以外の特別な事情がある場合は、運営委員会で協議する。

改定履歴

改定日	改定内容
昭和 28 年 4 月 20 日	制定・施行
昭和 29 年 3 月 22 日	会則一部改定
昭和 31 年 4 月 30 日	会則一部改定
昭和 35 年 3 月 14 日	会則一部改定
昭和 47 年 1 月 28 日	会則一部改定
昭和 50 年 12 月 15 日	会則一部改定
昭和 52 年 3 月 8 日	会則一部改定
昭和 53 年 12 月 15 日	会則一部改定
昭和 57 年 3 月 3 日	会則一部改定
昭和 62 年 3 月 10 日	会則一部改定
平成 13 年 2 月 23 日	会則一部改定
平成 15 年 2 月 25 日	会則一部改定
平成 15 年 5 月 22 日	会則一部改定
平成 20 年 2 月 19 日	会則一部改定
平成 24 年 3 月 5 日	会則一部改定
平成 30 年 2 月 15 日	会則・細則一部改定
令和 2 年 2 月 13 日	会則・細則一部改定
令和 2 年 7 月 8 日	会則・細則一部改定
令和 3 年 3 月 6 日	細則一部改定
令和 3 年 7 月 16 日	他団体からの影響を排除し、自主独立の意思表示を明確化することを目的とし、以下を改定。 ・会則第 3 条に「また、自主独立の任意団体であり他の団体等の干渉を受けない。」を追加。
令和 4 年 4 月 1 日	新型コロナウイルスの蔓延を契機とした組織・活動内容の大幅な見直しと活動の任意性、利便性を高めることを目的とし、以下を改定。 ・会則第 1 条から学校住所と設立年月日を削除。 ・会則第 2 条の表現を現状に即した内容に修正。 ・会則第 4 条に「(またはそれに代わる人)」を追加。 ・会則第 5 条から「役員選考委員会を除く」を削除。 ・会則第二章を呼称変更に伴い「役員」から「事務局」に修正。 ・会則第 6 条の事務局(旧役員)の種類と定数を細則に移動。 ・会則第 7 条の役員及び会計監査の認識を 1 年から最長 2 年に修正。 ・会則第 8 条の事務局(旧役員)の職務を細則に移動。 ・会則第 10 条から学級会と各委員会を削除。 ・会則第 12 条の会議招集者を事務局に変更。 ・会則第 13 条の 3 から「並びに会費の変更」を削除。 ・会則第 14 条の参加者構成を変更。3 本会運営企画を削除。 ・会則第 16 条を学級委員会の廃止に伴い削除。 ・会則第四章を全委員会廃止に伴い削除。 ・会則第 24 条の会費に関する記述を細則に移動。 ・会則第 25 条に同好会代表の条件と定期総会での承認、収支報告の義務に関する記述を追加。 ・会則付則を削除し改定履歴を追加。 ・細則 1 を細則 3 に移動。 ・細則 1 として事務局の役職と定数を追加。(会則第 6 条から移動)

改定日	改定内容
	・細則 2 を細則 3 に移動。 ・細則 2 として事務局の職務を追加。（会則第 8 条から移動） ・細則 3 を細則 5 に移動。 ・細則 3 として事務局の選挙及び選出を追加。（細則 1 から移動） ・細則 4 を削除。 ・細則 4 として会費を追加。（会則第 24 条から移動） ・細則 5 の弔慰金対象者を修正。慶祝金を削除。
令和 4 年 10 月 8 日	選管の選出方法の見直し（前年度事務局経験者からの選出から新規の選出へ）に伴い以下を改定。 ・細則 2 の題名に「及び会計監査」を追加。 ・細則 2 の 6 から「事務局経験者をもって構成し、」を削除。 ・細則 3 の 2 に「選管 3 名」を追加。 ・細則 3 の 3 を削除。 ・細則 3 の 4 を 3 の 3 に詰め。「役員」を「事務局」に修正。 ・細則 3 の 5 を 3 の 4 に詰め。「選管以外の」を削除。
令和 5 年 3 月 4 日	代表・副代表の呼称の会長・副会長への変更に伴い以下を改定。 ・会則第 6 条の「代表と副代表」を「会長と副会長」に修正。 ・細則 1 の「代表」「副代表」を「会長」「副会長」に修正。 ・細則 2 の「代表」「副代表」を「会長」「副会長」に修正。 ・細則 3 の「代表」「副代表」を「会長」「副会長」に修正。